

なお、介護給付対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むこと。

5 予防給付対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項

予防給付対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援助を適切に行うことができる体制の整備に関する事項を盛り込むこと。

また、市町村における予防給付対象サービス及び地域支援事業の実施に関する効果の評価等を行うなど、市町村におけるこれらのサービス又は事業が効果的かつ効率的に実施されるよう、必要な支援に関する事項を盛り込むこと。

6 介護給付等に要する費用の適正化に関する事項

都道府県において策定する介護給付適正化計画の内容も十分に踏まえることが必要である。

また、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を行う都道府県にあっては、その事業内容等について定めることが望ましい。

7 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項

療養病床の円滑な転換を促進するため、療養病床に入院している患者、住民及び医療機関等への情報の提供及びこれらの者からの相談への対応を行うことができる体制の整備に関する事項並びに都道府県として講ずる支援措置に関する事項を盛り込むこと。

この場合においては、介護施設整備法第五条に規定する市町村への

交付金及び高齢者医療確保法附則第二条に規定する病床転換助成事業の活用方策を示すこと。

8 財政安定化基金の取崩しに関する事項

介護保険法附則第十条において、財政安定化基金を取り崩すことができるとしたところである。具体的にどの程度の額を取り崩すかは都道府県を中心に地域で判断することとなるが、都道府県は、財政安定化基金を取り崩したときは、取り崩した額（市町村への交付分及び国への納付分を除く。）を介護保険に関する事業に要する経費に充てるよう努めるとともに、当該事業の内容等に関する事項を定めること。

四

1 介護保険事業計画の作成の時期

四

1 その他

市町村介護保険事業計画については、平成二十四年度からの第五期における介護給付等対象サービス及び地域支援事業の量の見込み等について定めるものであることから、平成二十三年度中に作成することが必要である。その際、被保険者としての地域住民に対する介護保険事業の趣旨の普及啓発に資するよう、まず、介護給付等対象サービス及び地域支援事業の量の見込みを中間的に取りまとめることが望ましい。

2 介護保険事業計画の期間

保険料率がおおむね三年を通じ財政の均衡を保つものでなければならぬものとされているため、その算定の基礎となる介護保険事業計画についても、三年を一期として作成することとする。

なお、第六期介護保険事業計画については、平成二十六年度中に平成二十七年度から平成二十九年度までを期間として作成することとなる。

3 介護保険事業計画の達成状況の点検及び評価

介護保険事業計画については、各年度において、その達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施すること。この場合においては、高齢者への自立支援の効果、地域における日常生活の継続の状況、療養病床再編成の進捗状況、在宅と施設のサービスの量の均衡等の介護保険事業計画の達成状況を分析し、かつ、評価するための項目を設定する等の工夫を図ること。

4 介護保険事業計画の公表

市町村は、市町村介護保険事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出するほか、これを公表すること。

また、都道府県は、都道府県介護保険事業支援計画を作成したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出するほか、これを公表すること。

2 介護保険事業計画の期間

保険料率がおおむね三年を通じ財政の均衡を保つものでなければならぬものとされているため、その算定の基礎となる介護保険事業計画についても、三年を一期として作成することとする。

なお、第五期介護保険事業計画については、平成二十三年度中に平成二十四年度から平成二十六年度までを期間として作成することとなる。

3 介護保険事業計画の達成状況の点検及び評価

介護保険事業計画については、各年度において、その達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施すること。この場合においては、高齢者への自立支援の効果、地域における日常生活の継続の状況、療養病床再編成の進捗状況、在宅と施設のサービスの量の均衡等の介護保険事業計画の達成状況を分析し、かつ、評価するための項目を設定する等の工夫を図ること。

4 介護保険事業計画の公表

市町村は、市町村介護保険事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出するほか、これを公表すること。

また、都道府県は、都道府県介護保険事業支援計画を作成したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出するほか、これを公表すること。

第三 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

一 介護保険事業の普及啓発

介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るために、国民の理解及び協力を得ることが求められる。このため、市町村及び都道府県は、被保険者としての地域住民に対し、介護保険事業に関する情報（介護保険制度の理念等を含む。）の提供等の介護保険事業の普及啓発を図ること。

第三 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

一 介護保険事業の普及啓発

介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るために、国民の理解及び協力を得ることが求められる。このため、市町村及び都道府県は、被保険者としての地域住民に対し、介護保険事業に関する情報の提供等の介護保険事業の普及啓発を図ること。

こと。

二 この指針の見直し

この指針は、平成二十四年度からの第五期介護保険事業計画の作成に資するよう定めたものである。このため、この指針については、介護保険法の施行状況等を勘案して、必要な見直しを行うものとする。

第四 東日本大震災における被災自治体の介護保険事業計画の策定について

東日本大震災により甚大な被害を受けた地方自治体（以下「被災自治体」という。）においては、高齢者等の実態把握のための十分な体制を整えること、介護保険事業計画の策定に向けた準備作業が困難な場合があるため、第五期介護保険事業計画の策定については、この指針にかかわらず、被災自治体の実情に応じて弾力的な取扱いを行っても差し支えないこととする。

別表第一

事項	内容
----	----

別表第一

三 市町村介護保険事業 計画の作成のための体制	二 平成二十六年度目標 値の設定	一 市町村介護保険事業 計画の基本理念等	事項	内容
市町村介護保険事業計画の作成に係る市町村の関係部局相互間の連携の状況、市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催の経緯、被保険者の意見の反映のための措置の内容、都道府県との連携	市町村介護保険事業計画の作成に当たっては、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び指定施設サービス等を要介護二以上の者が利用するなど見込み、当該市町村におけるそれらのサービスの利用者数の合計数（医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴うこれらのサービスの利用者数の増加分を除く。）のうちの要介護四及び要介護五の認定者数の合計数が占める割合を、七十%以上とすることを目標として設定すること。	市町村介護保険事業計画に係る法令の根拠、趣旨、基本理念、目的等を定めること。	市町村介護保険事業計画の作成に当たっては、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び指定施設サービス等を要介護二以上の者が利用するなど見込み、当該市町村におけるそれらのサービスの利用者数の合計数（医療療養病床から介護保険施設等への転換に伴うこれらのサービスの利用者数の増加分を除く。）のうちの要介護四及び要介護五の認定者数の合計数が占める割合を、七十%以上とすることを目標として設定すること。	市町村介護保険事業計画に係る法令の根拠、趣旨、基本理念、目的等を定めること。

二 この指針の見直し

この指針は、平成二十一年度からの第四期介護保険事業計画の作成に資するよう定めたものである。このため、この指針については、介護保険法の施行状況等を勘案して、必要な見直しを行うものとする。

第四 東日本大震災における被災自治体の介護保険事業計画の策定について

東日本大震災により甚大な被害を受けた地方自治体（以下「被災自治体」という。）においては、高齢者等の実態把握のための十分な体制を整えること、介護保険事業計画の策定に向けた準備作業が困難な場合があるため、第五期介護保険事業計画の策定については、この指針にかかわらず、被災自治体の実情に応じて弾力的な取扱いを行っても差し支えないこととする。

			<p>一 日常生活圏域の設定</p> <p>日常生活圏域の設定の趣旨及び内容、各日常生活圏域の状況等を定めること。</p>

四 要介護者等の実態の把握	五 日常生活圏域の設定	六 被保険者の現状	七 介護給付等対象サービスの現状	八 各年度における被保険者の状況の見込み
<p>要介護者等の実態の把握に努めるとともに、都道府県と連携し、療養病床に入院している高齢者の実態及び療養病床を有する医療機関の転換の予定等を把握すること。また、要介護者等の実態等に関する調査等を行う場合は、その実施の時期、方法等を定めること。この場合において、複数の市町村による要介護者等の実態等に関する調査の共同実施に取り組んだ市町村にあつては、その趣旨等を盛り込むこと。</p> <p>なお、介護給付等対象サービスの供給の把握についても、同様とすること。</p>	<p>日常生活圏域の設定の趣旨及び内容、各日常生活圏域の状況等を定めること。</p> <p>市町村介護保険事業計画作成時における人口の構造、被保険者の数、要介護者等の数等を定めるこ</p>	<p>市町村介護保険事業計画作成時における介護給付等対象サービスの種類ごとの量、介護給付等対象サービスの利用の状況等を定めること。この場合においては、市町村介護保険事業計画作成時における介護給付等対象サービスに係る課題の分析及び評価の結果を示すこと。</p>	<p>各年度における人口の構造、被保険者の数、介護予防事業及び予防給付の実施状況を勘案した要介護者等の数等の見込みを定めること。この場合においては、その算定に当たつての考え方を示す</p>	

<p>二 各年度における介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み</p> <p>給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み</p> <p>イ 医療療養病床から介護保険施設等への転換分以外の介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み</p>
<p>① 各年度における介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み</p> <p>イ 医療療養病床から介護保険施設等への転換分以外の介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み</p> <p>参考標準を参考として、各年度における市町村全域及び日常生活圏域ごとの認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護それぞれの必要利用定員総数並びに指定地域密着型サービス及び指定地域密着型サービス以外の介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たつての考え方を示すこと。</p> <p>なお、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の必要利用定員総数には、指定介護療養型医療施設がこれら事業を行う施設等へ転換する場合の当該転換に伴う利用定員の増加分は含まないものとする。</p> <p>ロ 医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サービスの量の見込み</p> <p>各年度における市町村ごとの医療療養病床から介護保険施設等への転換分の量の見込みを定め、その算定に当たつての考え方を示すこと。</p> <p>なお、医療療養病床が認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う施設等に転換する場合における当該転換に伴うこれらの事業の利用定員</p>

<p>九 各年度における介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み</p> <p>給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み</p> <p>イ 医療療養病床から介護保険施設等への転換分以外の介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み</p>
<p>① 各年度における介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み</p> <p>イ 医療療養病床から介護保険施設等への転換分以外の介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み</p> <p>参考標準を参考として、各年度における市町村全域及び日常生活圏域ごとの認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護それぞれの必要利用定員総数並びに指定地域密着型サービス及び指定地域密着型サービス以外の介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たつての考え方を示すこと。</p> <p>なお、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の必要利用定員総数には、指定介護療養型医療施設がこれら事業を行う施設等へ転換する場合の当該転換に伴う利用定員の増加分は含まないものとする。</p> <p>ロ 医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サービスの量の見込み</p> <p>各年度における市町村ごとの医療療養病床から介護保険施設等への転換分の量の見込みを定め、その算定に当たつての考え方を示すこと。</p> <p>なお、医療療養病床が認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う施設等に転換する場合における当該転換に伴うこれらの事業の利用定員</p>

<p>九 各年度における介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み</p> <p>給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み</p> <p>イ 医療療養病床から介護保険施設等への転換分以外の介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み</p>
<p>① 各年度における介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み</p> <p>イ 医療療養病床から介護保険施設等への転換分以外の介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み</p> <p>参考標準を参考として、各年度における市町村全域及び日常生活圏域ごとの認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護それぞれの必要利用定員総数並びに指定地域密着型サービス及び指定地域密着型サービス以外の介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たつての考え方を示すこと。</p> <p>なお、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の必要利用定員総数には、指定介護療養型医療施設がこれら事業を行う施設等へ転換する場合の当該転換に伴う利用定員の増加分は含まないものとする。</p> <p>ロ 医療療養病床から介護保険施設等への転換分に係る介護給付対象サービスの量の見込み</p> <p>各年度における市町村ごとの医療療養病床から介護保険施設等への転換分の量の見込みを定め、その算定に当たつての考え方を示すこと。</p> <p>なお、医療療養病床が認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う施設等に転換する場合における当該転換に伴うこれらの事業の利用定員</p>

とともに、医療療養病床からの転換による影響を勘案すること。

の増加分については、これらの事業の必要利用定員総数には含めないものとする。

<p>① 地域支援事業の量の見込み 各年度における事業の種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その算定に当たっての考え方</p> <p>② 各年度における地域支援事業の量の見込み</p> <p>③ 各年度における予防給付対象サービスの種類ごとの量の見込み</p> <p>④ 各年度における予防給付対象サービスの種類ごとの見込み</p> <p>⑤ 各年度における予防給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保の方策</p>	<p>の増加分については、これらの事業の必要利用定員総数には含めないものとする。</p> <p>② 各年度における予防給付対象サービスの種類ごとの量の見込み</p> <p>各年度における市町村全域及び日常生活圏域ごとの指定地域密着型介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービス以外の予防給付対象サービスの種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。その際、できる限り日常生活圏域内で指定地域密着型介護予防サービスが利用されるようにする観点から、指定地域密着型介護予防サービスの見込量を確保する必要があること。</p> <p>③ 各年度における予防給付対象サービスの種類ごとの量の見込み</p> <p>各年度における市町村全域及び日常生活圏域ごとの指定地域密着型介護予防サービス及び指定地域密着型介護予防サービス以外の予防給付対象サービスの種類ごとの量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。その際、できる限り日常生活圏域内で指定地域密着型介護予防サービスが利用されるようにする観点から、指定地域密着型介護予防サービスの見込量を確保する必要があること。</p> <p>④ 各年度における予防給付対象サービスの種類ごとの見込量の確保の方策</p> <p>⑤ 各年度における地域密着型介護予防サービスの量の見込み</p>
---	--

<p>① 地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策等</p> <p>② 地域支援事業の量の見込み 各年度における事業の種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その算定に当たっての考え方</p>	<p>① 地域支援事業に要する費用の額</p> <p>各年度における地域支援事業に要する費用の額の総額、介護予防事業、包括的支援事業及び任意事業それぞれに要する費用の額を定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p>② 地域支援事業の量の見込み 各年度における事業の種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その算定に当たっての考え方</p>
--	---

方を示すこと。

② 介護予防等事業対象者数の見込み

事業を行う場合には、介護予防・日常生活支援総合支援（介護予防・日常生活支援総合支援）の対象者数の見込みを定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこと。

方を示すこと。

③ 介護予防事業対象者数の見込み

介護予防事業の対象者数の見込みを定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこと。

方を示すこと。

④ 地域支援事業の見込量の確保のための方策

地域支援事業を行う者の確保に関することなど、事業の種類ごとの見込量の確保のための方策を定めること。

⑤ 保健福祉事業に関する事項

保健福祉事業を行う市町村にあつては、その事業内容等について定めること。

⑥ 地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価

各年度において、介護予防事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況を点検及び評価するに当たっては、介護予防事業の円滑な実施を図るための指針（平成十八年厚生労働省告示第三百十六号）の内容を踏まえること。

十一 介護給付対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者に関する情報の提供のための体制の整備、指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の情報の交換のための体制の整備等の指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の確保に関する事業その他の介護給付対象サービスの円滑な提供を図るために事業に関する事項を定めること。

なお、介護給付対象サービスの適切な利用を促進する方策として、情報の提供並びに相談及び援

<p>十二 予防給付対象サー ビス及び地域支援事業 の円滑な提供を図るた めの事業に関する事項</p>	<p>指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型 介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の 事業を行う者に関する情報の提供のための体制の 整備、指定介護予防サービスの事業、指定地域密 着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支 援の事業を行う者相互間の情報の交換のための体 制の整備等の指定介護予防サービスの事業、指定 地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護 予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関 する事業その他の予防給付対象サービス及び地域 支援事業の円滑な提供を図るために事業に関する 事項を定めること。</p>	<p>助を行なうことができる体制の整備に関する 事項を盛り込むこと。</p>	
<p>十三 市町村特別給付に 関する事項</p> <p>十四 介護給付等に要す る費用の適正化に關す る事項</p> <p>十五 病床転換の円滑な 転換を図るための事業 に関する事項</p>	<p>市町村特別給付を行う市町村にあつては、各年 度における当該市町村特別給付の対象となるサー ビスの種類ごとの量の見込み、当該サービスの種 類ごとの見込量の確保のための方策等を定めるこ と。</p> <p>都道府県において策定する介護給付費適正化計 画の内容を十分に踏まえること。</p> <p>また、介護給付等に要する費用の適正化のため の事業を行う市町村にあつては、その事業内容等 について定めること。</p> <p>療養病床の円滑な転換を促進するため、療養病 床に入院している患者、住民及び医療機関等への 情報の提供及びこれらの者からの相談への対応を 行なうことができる体制の整備に関する事項並びに 市町村として講ずる支援措置に関する事項を盛り 込むことが必要である。</p> <p>この場合においては、介護施設整備法第五条に</p>	<p>都道府県において策定する介護給付費適正化計 画の内容を十分に踏まえること。</p> <p>また、介護給付等に要する費用の適正化のため の事業を行う市町村にあつては、その事業内容等 について定めること。</p> <p>療養病床の円滑な転換を促進するため、療養病 床に入院している患者、住民及び医療機関等への 情報の提供及びこれらの者からの相談への対応を 行なうことができる体制の整備に関する事項並びに 市町村として講ずる支援措置に関する事項を盛り 込むことが必要である。</p> <p>この場合においては、介護施設整備法第五条に</p>	